

北海道告示第 11058 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 31 年 3 月 27 日までに北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 30 年 11 月 27 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャンボイエロー亀田店  
函館市亀田町 21 - 19

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社テーオーホールディングス 代表取締役 小笠原 康正  
函館市港町三丁目 18 番 15 号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,998 平方メートル  
(変更後) 3,525 平方メートル

イ 大規模小売店舗の施設に配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 73 台  
(変更後) 90 台

(イ) 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図（変更前）」に表示  
(変更後) 届出書添付図面「施設配置図（変更後）」に表示

(ウ) 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 届出書添付図面「施設配置図（変更前）」に表示  
(変更後) 届出書添付図面「施設配置図（変更後）」に表示

ウ 大規模小売店舗施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時 30 分  
閉店時刻 午後 8 時  
(変更後) 開店時刻 午前 7 時  
閉店時刻 午後 9 時 45 分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時から午後 8 時 30 分まで  
(変更後) 午前 6 時 30 分から午後 10 時まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4 箇所（出入口 3 箇所、入口 1 箇所）  
届出書添付図面「施設配置図（変更前）」に表示  
(変更後) 3 箇所（出入口 2 箇所、入口 1 箇所）  
届出書添付図面「施設配置図（変更後）」に表示

(4) 変更する年月日

平成 31 年 7 月 15 日（ただし、上記「イ(イ)【荷さばき施設①】」、「イ(ウ)」及び「ウ」については、平成 30 年 11 月 15 日）

(5) 上記（3）の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社テーオーリテイリング 代表取締役 西谷 英樹  
函館市西桔梗町 589 番地 124

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐輪場の収容台数

6 台

(イ) 荷さばき施設の面積

108 平方メートル

(ウ) 廃棄物等の保管施設の容量

21 立方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

2 届出年月日

平成 30 年 11 月 14 日

3 届出書等の閲覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成 30 年 11 月 27 日（火）から平成 31 年 3 月 27 日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

(4) その他

閲覧については、函館市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は函館市へ問い合わせること。